

平成 26 年度 第 2 回 こども・子育て支援会議 放課後事業部会 会議録

1 日 時 平成 27 年 3 月 26 日 (木) 15 時 ~ 17 時

2 場 所 大阪市役所 3 階 301 会議室

3 出 席 者

(委 員) 岡田 龍樹 委員、 倉光 慎二 委員、 小谷 啓二 委員、
中澤 新治 委員、 中山 良明 委員、 福永 政治 委員、
杼本 彰史 委員

(本 市) 田丸 卓嗣 こども青少年局青少年担当部長
松原 俊幸 こども青少年局企画部放課後事業担当課長
深見 賢一郎 教育委員会事務局総務部施設整備課長
小花 浩文 教育委員会事務局指導部主任指導主事

4 議 題

- (1) 平成 27 年度の「児童いきいき放課後事業」及び「留守家庭児童対策事業」予算について
- (2) 「児童いきいき放課後事業」の平成 27 年度以降の事業受託予定者について
- (3) 大阪市こども・子育て支援事業計画における放課後施策について
- (4) 子ども・子育て支援新制度の開始による放課後児童健全育成事業の変更点等について
- (5) 今後の放課後施策のあり方について
- (6) その他

5 議 事

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

定刻になりましたので、ただ今から「こども・子育て支援会議放課後事業部会(第2回)」を開催させていただきます。委員の皆様方には公私ともお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきますこども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理の大山です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、大阪市こども青少年局青少年担当部長の田丸よりごあいさつを申し上げます。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

こども青少年局青少年担当部長の田丸でございます。

委員の皆様には、平素からこども・青少年の健全育成をはじめ、市政の各般にわたり格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

5 月下旬に開催しました第 1 回放課後事業部会の開催以降、大変ご無沙汰をしております。

本日は、この間の「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に向けた、大きな動きについてのご報告を中心に進めてまいりたいと思います。

放課後施策につきましては、留守家庭児童対策事業の基準につきましてご議論をお願いし、皆さま方のご協力のもと、9 月市議会に可決いただく事ができました。

また、対応する予算についてでございますが、議決、承認をいただいたところでございます。

子ども・子育て支援新制度の開始によりまして、放課後児童健全育成事業の変更点という事が色々出て参っておりますので、その辺の詳細につきましては、また後ほど担当課長よりご説明させていただきます。

一方、「児童いきいき放課後事業」についてでございますけれども、これにつきましては市政改革プランに基づきまして、向こう3年間の受託事業者の公募という形で募集いたしまして、新たな事業者も加わりまして、8つの事業者を決定させていただいたところです。

平成27年度から3年間という事で、各事業者が工夫を重ねながら、より保護者また子ども達のニーズに合ったものになるようにという事で、我々としましても各区と連携し取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、計画の関係についてでございます。

放課後施策を含め、本市のこども・子育てを総合的に支援する計画である大阪市次世代育成支援行動計画（後期計画）が、この3月末で期限を迎えます。

国から、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援計画の作成も求められていたことから、本市としては、従来の次世代育成支援行動計画と、新たな子ども・子育て支援法に基づく計画の二つの位置づけを併せ持つものとして、本市における子ども・子育て支援を包括的に推進する計画として作成することといたしました。

この間、親会議であります、こども・子育て支援会議において、意見をいただき、案をまとめてまいりました。

現在、成案とするべく最終的な手続きをすすめているところでございます。

最後に、皆様方には、国の「放課後子ども総合プラン」について、少しご意見をいただきたいと思っております。いわゆる「小1の壁」の打破にむけ、安倍首相が提唱し、厚生労働省と文部科学省が共同して策定したものです。

全国において、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備をすすめ、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて約30万人分を新たに整備し、うち一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室を1万か所以上で実施することを目指すものです。

委員の皆様には、この国の動き等について、本市状況を踏まえ、今後の放課後施策の方向性について、ご意見をいただくとともに、引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

本日ご出席の委員の方々の紹介です。

天理大学人間学部教授 岡田委員です。

社会福祉法人育徳園理事 倉光委員です。

社会法人石井記念愛染園愛染橋児童館館長 小谷委員です。

大阪市青少年指導委員連絡協議会副会長 栃本委員です。

大阪市立小学校長会副会長 中澤委員です。

大阪市子ども会育成連合協議会会長 中山委員です。

大阪市主任児童委員連絡会代表 福永委員です。

藪根委員におかれましては本日所用の為ご欠席です。よろしくお願いいたします。

続きまして事務局のメンバーをご紹介します。

自己紹介のかたちでご紹介いたします。

こども青少年局青少年課部長 田丸でございます。

放課後事業担当課長 松原でございます。

改めまして課長代理の大山でございます。よろしくお願いいたします。

放課後事業担当係長古瀬でございます。よろしくお願いいたします。

担当しております福田と申します。よろしくお願いいたします。

教育委員会事務局整備課長深見と申します。
教育委員会事務局指導部主任指導主事小花と申します。
よろしく願い申しあげます。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

それでは議題に入ります前に、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。

まず本日の資料といたしまして15点ほどございます。まず1点目がレジュメでございます。次に資料1といたしまして委員名簿でございます。資料2といたしましてホッチキス止めのものですが、平成27年度予算事業一覧です。資料3といたしまして平成26年度児童いきいき放課後事業の公募選定結果についてです。続いて資料4といたしまして平成27年度児童いきいき放課後事業活動時間延長実施状況等でございます。続いて資料5こちらは冊子になりますが大阪市こども・子育て支援計画の策定に向けてでございます。続いて資料6の1でございますけれども、大阪市こども・子育て支援計画（素案）にかかるパブリック・コメント手続きの実施結果について。で一枚おめくりいただきまして資料の6の2大阪市こども・子育て支援計画素案からの変更点（案）ということで6の1と6の2で7枚ものとなっております。続きまして資料7といたしまして、（仮称）大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の骨子案にかかるパブリックコメント手続きの実施結果について。続きまして資料8、ホッチキス止めのものですが、パブリックコメントに寄せられたご意見の要旨とご意見に対する本市の考え方でございます。続いて資料9といたしまして、ホッチキス止めの4枚ものでございますけれども大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例です。続いて資料10といたしまして、留守家庭児童対策事業における補助金の比較です。続いて資料11でございますが、横長の資料となります平成27年度大阪市留守家庭児童対策事業補助金交付申請にかかる説明会の資料です。続いて資料12といたしまして、こちらも横長の資料でございますけれども、放課後児童支援員に係る都道府県認定研修ガイドライン（案）の概要でございます。続きまして資料13といたしまして、ホッチキス止めのものになりますが、放課後児童クラブ運営指針（案）です。続いて資料の14といたしまして、放課後子ども総合プランについて。最後に資料15といたしまして、これもタイトルが同じでございますけれども、横長の資料で放課後子ども総合プランについて。以上の15点となります。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは会議の進行を部会長をお願いしたいと思います。部会長よろしく願いいたします。

【岡田部会長】

それでは議事を進行してまいります。議題に沿って進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。まず傍聴者の確認をさせていただきたいと思います。本日の会議に先立ちまして、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

1名ございます。

【岡田部会長】

1名。もう入室していただいていますか。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

はい。

【岡田部会長】

それでは議題の1からまいります。平成27年度の「児童いきいき放課後事業」及び「留守家庭児童対策事業」予算について、よろしくお願いいたします。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

放課後事業担当課長の松原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。資料2をご確認ください。こども青少年局における予算につきましては、平成27年3月12日予算案の一部の修正を経まして、13日の本会議で議決、承認をいただいたところでございます。まず、こども青少年局全体の規模ですが、4ページ、資料の後ろから2枚目、27年度一般会計予算案で所属計で1,813億5,596万6千円となっており、26年度の1,716億2,589万5千円と比べて、97億3千万円の増となっております。そのうち多くがこども子育て支援新制度への移行に伴うものとなっております、もどっていただきまして1枚目、1ページ左端の通し番号の15から2ページ2枚目の通し番号28のこども育成費が、ほぼこれにあたります。657億で117億の増となっております。放課後事業につきましては、そのこども育成費の中の通し番号の24と25、1枚目の下のほうに書いてありまして、24児童いきいき放課後事業につきましては、27年度予算の33億円、ほぼ26年度予算と横ばいとなっております、若干の増につきましては、光熱水費の増となっております。その右端、区CM予算となっておりますが、これは、区民に身近な費用につきまして、区長が区の実情に応じて区シティマネージャーとして局の事業に一定裁量を図ることができる経費となっております、今いきいきにつきましても、その区CM経費に分類してされておりますから、このような表記となっております。

次の通し番号25留守家庭児童対策事業につきましては、26年度の4億2千万円が27年度の7億2千万円、約3億円の増となっております。この増額につきましては、新制度への移行に伴いまして補助金の交付基準の改定に伴う増となっております。詳細につきましては、後ほどご説明させていただきます。その他様々な事業がございますが、時間の関係もあり省略させていただきます。後ほどご覧いただけたらと思います。以上でございます。

【岡田部会長】

ありがとうございます。今、ご説明いただきました予算について、何か質問等ございますでしょうか。該当部分の詳細については、また後ほどでくるということでしたので、よろしいでしょうか。それでは、議題2「児童いきいき放課後事業」の平成27年度以降の事業受託予定者について、よろしくお願いいたします。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

児童いきいき放課後事業の委託事業者の公募結果につきましてご説明いたします。資料の3になります。前回の部会におきまして、近々公募開始予定として、ご報告させていただきましたが、その後、公募の実施結果についてご報告をいたします。

今回の公募の委託予定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年としております。日程ですが、西淀川区以外につきましては、公募期間を26年7月16日から9月25日としまして、翌26日から12月5日を選定期間といたしました。西淀川区につきましては、区役所が独自に選定するとして、公募期間を26年10月14日から11月27日、11月28日から12月29日を選定期間といたしました。全区とも移行準備期間を1月から3月の3箇月間としております。

公募選定の結果、9団体からの申請を受けまして、8団体の事業者を選定・決定いたしました。上から株式会社セリオ、一般財団法人大阪市教育振興公社、NPO法人南市岡地域活動協議会、社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会と井高野地域活動協議会の事業共同体、社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会と西淀路地域社会福祉協議会との事業共同体、社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会と新庄地域活動協議会の事業共

同体、NPO法人榎本地域活動協議会、NPO法人緑・ふれあいの家、8団体でございます。

今回新規事業者として南市岡地活協、東淀川区社協と西淡路地域社協の事業共同体、東淀川区社協と新庄地活協の3団体が新たに選定されたところでございます。また、前回と比べまして、(株)セリオは28箇所から69箇所の41箇所の増、榎本地活協が1箇所から4箇所の3箇所の増、緑・ふれあいの家が3箇所から5箇所の2箇所の増と箇所数を増やしています。それに伴いまして、これまで受託していた教育振興公社の箇所数は減というかたちになっております。

運営に関する課題の一つといたしまして、利用者負担による活動時間の延長がございます。1枚めくっていた資料4をご覧ください。今年度、時間延長を実施しているいきいきにつきましては、12箇所でございますが、各事業者が実施を検討した結果、来年度につきましては、現在より実施校が増える予定となっております。4月からは公社、セリオ、緑・ふれあいの家、榎本、井高野地活協で合計28箇所の実施予定とされておりまして、西淡路、新庄、南市岡地活協の3箇所は、実施に向け最終調整中となっておりますので、全体で31箇所の予定ということで、昨年の12箇所と比べては、大幅な増となっております。

前回もご報告いたしました、各事業者が実施したアンケートの結果でございますけれども、時間延長のニーズに関しましては、広くありますが、なかなかまとまった数としてはないということでこのような箇所数となっております。しかしながら、これからも市民ニーズに応えながら、実施していく必要があることから時間延長に関しましては、引き続き募集を行いまして、一定人数が集まり次第、実施ということで各事業者とも取り組んでおりまして、そのほかのニーズにつきましても、私どもと区役所と連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

【岡田部会長】

4月1日から委託を受ける児童いきいき放課後事業の業者の予定が決まりましたという報告でした。時間延長が一つ公募のテーマでもあったんですが、それぞれの地域でアンケートとってくれたりして、それぞれやり方は違うし、異なるようですが今のところ31校で実施予定ということで、1時間の延長が少しずつ増えてきている状況だということです。何かこの件につきまして、質問はございませんでしょうか。

【中山委員】

この時間延長に関して、負担金がございますね。これが今10人以上ですか。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

事業者によって若干異なります。

【中山委員】

この人数がなかなか集まらない。5、6人はいるんだけど10人はなかなか集まらない。もうちょっとさげてもらえないかという意見がある。それと金額的に負担が、それとパートの時間給が最低でもだいたい920円、930円くらいだと思うんですけど、それと比較して、1時間でも負担金を出すことによって、状況は変わらないなあというようなところもあって、仕事の延長はよく会社から言われるんだけど、その負担金との関連でというのと、人数の問題できられてしまうのはちょっと疑問に思うなという意見を聞くんですけど、そのあたりはどうですか。やっぱり各地域とも人数的には5、6人程度しかいない、10人なかなか満たないというのが、現状なんですかね。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

この時間延長に関しましては、今の方針では公費を投入しないということで、場所は学校を使わせていただい

ておりますけれども、主にみなさんに負担いただくのは、その場の指導員の人件費ということでございます。ちなみということで言いますと大正区につきましては、大阪市教育振興公社が受託しているということで、来年度につきましては、月額で7千円、10人以上という枠組みで集まりましたら実施ということになっておりまして、対象者はなかなか集まっていない状況ということでございます。

ちなみで言いますと留守家庭児童対策事業として、補助している団体につきましては、1箇月に1万6千円から2万円ほど集めてられますので、それに比べると安価ということにはなっております。さらにでいいますと株式会社セリオにつきましては、月額5千円、5人以上という枠組みであるとか、緑・ふれあいの家でしたら、1回500円というようなかたちでされているところとか、榎本地活協では、月額ですと7500円、1回ですと500円とか、事業者によってそれぞれ集め方、やり方が違うということで、それも提案の一つとして、今、こちら公募の際の提案でいただいているところでございます。

それぞれ、金額等が違うのは、人の配置の方法であるとか、内容であるとかでいうことで、たとえば公社であれば安全面を考えて必ず3人で考えているとか、セリオであれば今のところ2人以上で考えられるとか、いろいろなやり方の差で、今、差がでている状況でございます。今のところ実施予定が31校なんですけど、一定集まり次第ということなので、年度途中からの開始は可能な枠組みですので、ニーズがあるということでしたら、いろんなところに声をかけられて、一定の人数で判断されるということになります。

【中山委員】

そのあたり公費を使わなくて、自己負担という利用者負担という、そのあたりがちょっと引かかるかな。それぞれの団体が、1日なんぼ、月なんぼというところで差があるということで、私も聞いているんですけど、そのあたりは、もう少し公費をいれてもいいんじゃないかなというご意見もございました。そのあたりは検討していただけたらと思います。全体的に支援法が新しく変わりましたので、1、2年は様子見というところかなとも感じてはおります。

【田丸子ども青少年局青少年担当部長】

確かに中山委員がおっしゃったように、われわれも受益と負担のバランスの問題がございまして、いきいきの場合、本体部分にどっと税投入していて、負担を全然求めてないというような状況の中で、延長部分まで公費でってということになりますと、確かに今の大阪市の財政状況でいうと非常にきびしいところございまして、また、後ほどお話はあるかと思いますが、一体型とかでてくるとトータルで受益と負担の関係どうやねんといった議論とかいうのも、将来的にはでてくるのかと思うのですが、現行は27年度についてもそうなんですけど、一応、18時までの部分は、全額公費で、そこは利用者の方にご負担いただかなくていくということ、確かに小1の壁がありますので、どういうふうに我々乗り越えていくかというのは課題やと思っている。そのバランスでどうかという判断が求められていくのかなと思っております。

人数につきましても、先ほども申しましたけれど、公社のほうも今は10人以上ということになっているんですけど、実際、9人やったらやらないのかとか、そのところなんかはいろいろ議論もあるでしょうし、やり方の問題で工夫を凝らせばと言うような、先ほどもありましたように一方では5人以上で、こちらは10人で、やり方の工夫とかそういう部分でカバーできへんのかというような点については、27年度については、我々、事業者の方とは引き続き協議を進めていきたいと思っております。

【中山委員】

実際の事業者とも、1時間だけ、2時間だけ、放課後の3時間だけとは言っても、実質、指導員はだいたい昼から行ってるいんだと、準備があると、ということなんで、このあたりもちょっとしんどいかなと、というようなことは言っていましたけれども、15時だから、15時に行けばいいんじゃないかと、やっぱり、昼から準備

はしておると、そういうことでもそのあたりは時間きっちりとか、もらえないしなというようなことを言うてはった。半分ボランティアなようなつもりやっているからええかとは言うてますけどね、ほとんど。そういうような現場の意見もいると、あちこち聞いてみたところ、そのような意見がございましたので、ちょっとお伝えします。

【岡田部会長】

委託される事業者が多様になってきて、それによって地域差がでてしまうことは、あるんですけども、今、過渡期で、事業者が多様になるとそれぞれの事業者で、それぞれが工夫して、いいアイデアがでてきたりして、それがまた共有されてとか、いうふうになっていけばいいかなとは思っているんですけど、いまちょっとここは高いけど、こっちは安くしてみたいなのが、偏在するような状況が起こってしまっているんですが。それはしかし、それぞれの事業者が工夫を見せてくれたらいいですけど。

1時間延ばすだけやけど、これがなかなかたいへんですね。

【倉光委員】

保護者の就労状態いうのもねえ。ものすごいアンバランスというか、ローテーション勤務であったり、今週は19時まで働かなくてはならんけど、普段は17時まででええねんとかいうのもありますんでね。柔軟な対応とこのをしていただけるんでしたらいいかなという気はしますけどね。

【福永委員】

定期で7千円、1回行くときにいくらとか、柔軟にしとけば行きやすいのかな。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

事業者も一定確保ができた上で、まじなレベルで、なかなかそこまではいかないと聞いております。

【福永委員】

地域の人にボランティアに入れてもらってやるとかね。地活協の中のボランティアとか。交替で行くとか。だいたいそうしたら安くなると思う。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

一方で、子どもさんがたくさん来ますので、いろんな事故・事件がある。

【小谷部会長代理】

2人体制で、ボランティアでいけるかどうか。

【福永委員】

障がい持っている子どもとか入るかもしれない。ハードルは高い

【岡田部会長】

火曜日と木曜日はユニークな事業を1時間やりますっていう、平日は来ないけど、火曜日と木曜日だけ1時間くるから、1人のお金払う人がきて、全体としてペイするとか、いろいろ事業も工夫してくれたらいいのになと思うんですよね。

前は公募のとき1年だったでしたけど、今度は3年なんで、見直しを持ちながら3年の間に増やして行きな

がら、業者も考えていただかないといけないと思います。

【岡田部会長】

それでは、議題の3に、大阪市こども・子育て支援事業計画における放課後施策について、ご説明をお願いします。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

大阪市こども・子育て支援計画についてご説明いたします。資料の5になります。冊子になります。これまで大阪市のこども子育てを総合的に支援する計画としましては、次世代育成支援対策推進法に基づく、大阪市次世代育成支援行動計画後期計画がございました。この計画は3月末で期限を迎えるために、新たな計画を作成する必要がございました。一方、国から子ども・子育て支援法に基づく、子育て支援計画の作成もあわせて求められていることから、本市としましては、二つの計画を作るのではなく、従来の次世代育成支援行動計画の次期計画の位置づけ、及び新たなこども子育て支援法に基づく計画の2つの位置づけを併せ持つものとして、本市におけるこども・子育て支援を包括的に推進する計画として、このこども・子育て支援計画を策定することといたしました。

4ページになります。計画の期間でございますが、27年度、27年4月1日から31年度、32年3月31日までの5箇年を対象としております。全てのこども、青少年と子育て世代を対象といたしまして、基本理念の実現に向け、施策を大きく4つの基本方向に分けて、それぞれの目標を設定しております。

39ページになりますが、目指すべき目標像とはぐくみ指標を掲載しております。はぐくみ指標には、その達成状況を数値によりわかりやすく示すものとして、目標を設定しております。この間、こども・子育て支援会議におきまして、意見をまとめてまいりました。12月のこども・子育て支援会議におきまして、素案の了承をいただきまして、1月5日から1月30日にパブリックコメントを実施しまして、その結果を2月27日に修正点とあわせて、報告し了承いただき、現在、正案とするべく最終的な手続きを行っております。

40ページ計画の全体像を記載しております。基本理念の次代のこどもを担う全てのこどもたちが安全で安心な環境の中で育ち豊かな心をはぐくみながら個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会、それから、こどもを生き育てることに安心と喜びを感じることのできる社会のもと、施策の方向について4つ、「こども・青少年の生きるちからを育成します」、「安心してこどもを生き、育てられるよう支援する仕組みを充実します」、「こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します」、「こども青少年や子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めます」の4つを設けまして、それぞれに施策目標を設定し、該当する施策事業を続けております。

放課後事業につきましては、施策の方向の一番上、「こども・青少年の生きる力を育成します」の施策目標「(1) 社会の中で自立して生きる基盤となる力の育成」の「5 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します」と施策方向の2番目「安心してこどもを生き、育てられるよう支援する仕組みを充実します」の「(2) 身近な地域における子育て家庭への支援の充実」の中の「4 障がいのあるこども家庭への支援を充実します」と、同じ施策の方向の「(3) 多様なライフスタイルで子育てできる仕組みの充実」の「1 仕事と出産・子育てを共に選択できる仕組みを充実します」のこの3つに放課後事業は位置づいております。

この中では、児童いきいき放課後事業と留守家庭児童対策事業の2事業を記載し、今後、推進するというかたちで掲載しております。具体的な記載につきましては、53ページの一番下、放課後などの活動の充実といたしまして、放課後や長期休業期間において、こどもが安全にのびのび遊んだり、さまざまな活動を体験できる場づくりを推進します、ということで54ページに児童いきいき放課後事業と留守家庭児童対策事業を掲載しております。

また、78ページになりますが、障がいのこども達の居場所づくりということで放課後などの活動の充実と同

じく2事業、3つ目につきましては、81ページの中下段、「仕事と出産・子育てを共に選択できる仕組みを充実します」の中に、放課後などの活動の充実としまして、この同じく2事業を掲載しております。

続きまして112ページ後段、第4章事業計画になります。この4章につきましては、計画の期間内31年度までに、どのようにニーズ量に対する確保方策をうたっていくか、というようなものを記載したものでございます。放課後事業の提供区域の設定については、市全域を設定しておりまして、122ページに一番右にその量の見込みと確保内容について、記載をしております。

量の見込み、確保内容につきましては、昨年3月のこども・子育て支援会議や今年5月のこの放課後部会において、報告させていただきました数字と同じものでございます。その下段米印上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象量ですが、本市としましては、このいきいきと留守家庭児童対策事業で、本市の留守家庭のニーズをカバーするというので、これまで上段の表を大阪府に報告しておったところですが、特段修正の要請はなかったのですが、国、特に厚労省から今後の補助金の推移、31年度までの補助金の推移について、把握するために全体のうち厚労省の補助金があたっている部分を抜き出して表に移してほしいという依頼を受けましたことから、一覧表の内数として、上記のうちと国の放課後児童健全育成事業補助対象量ということで抜き出したものでございます。

素案でパブリックコメントをかけさせていただきまして、その結果でございますが、資料6-1をご覧ください。受付件数が1,318件、意見件数が1,873件あり、裏面のとおりになりますが、個別の取り組みに関するご意見は第3章、事業計画の数字にかかるご意見は第4章に件数を計上しております。第3章と第4章を通じて1,545件が放課後事業に関するものということでほとんどが放課後事業に関するものでございました。

放課後事業に関する意見の内容としましては、いきいきと留守家庭を分けた表記としてほしいとか、企業参加ができるようにしてほしいとか、放課後児童健全育成事業にいきいきを含めないでほしい、いきいきでは不十分で学童を充実してほしいなどがありました。

回答としては、本計画は本市のこども子育て支援にかかる包括的な計画であることから、放課後事業としていきいきと留守家庭のルールを記載していくこと、本市施策方針では、いきいきを中心とし、留守低児童対策事業を補完的に実施するとしていること、企業参加に関しては、それぞれ可能となっているということをお返しております。

素案からの変更点につきましては、同じく続きで6-2に書いております。資料6-2の一枚目の中段、パブリックコメントで寄せられたご意見をもとに変更した項目の第4章事業計画のところ、放課後事業の変更点を記載しております。冊子とあわせてご覧いただければと思いますが、112ページの提供区域及び各区域についての量の見込みと確保方策についてでございますが、児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業（放課後児童健全育成事業）としておるんですけども、これではですね、分かりにくいということでこの放課後児童健全育成事業というのが、どこにどうあたるのかということがわかりにくいということから、このかっこを削除し、このニーズ量及び確保方策については、児童いきいき放課後事業及び留守家庭児童対策事業の2事業であることを明確にしました。122ページのうえの表でも（放課後児童健全育成事業）をとるということで改めるものになっております。

また、留守家庭ニーズは両事業で対応していきますけども、さきほども申しあげましたとおり厚労省より国の補助金の該当部分を抜き出してほしいと依頼があったことから、内数で下のこめじるしの表に記載しましたが、国の放課後児童健全育成事業の事業補助金が該当するのは、留守家庭児童対策事業と一部のいきいき放課後事業であることがわかりにくいと、こども・子育て支援会議の委員からご指摘を受け、意見がありましたので、そのかっこの旨を追記することにいたしました。米印上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象量、つまり留守家庭児童対策事業及び一部の児童いきいき放課後事業が該当するというかたちにしたいということで表示することにいたしました。

その他の修正項目について、例えば、たばこに関する知識であるとか、大阪市の現状などを最新版に変えたと

かいるんな修正点がありますが、それにつきまして、こども・子育て支援会議で報告をさせていただきまして、承認をいただいたところでございます。さきほども申しあげましたとおり、最終的な手続きを今行っておりますので、もうまもなく策定の予定となっております。策定されましたらまた皆様にも、情報提供させていただきたいと思っております。以上でございます。

【岡田部会長】

放課後事業を含む全体のこども・子育て支援計画が出来上がって、その中にこの放課後事業が位置づいているということですね。とりわけ国から予算の振り分け等でいきいきと留守家庭児童対策事業があって、そこらあたりでどう区別するかというようなところが問題であったという説明でした。何かご質問ございますでしょうか。

【岡田部会長】

放課後児童健全育成事業補助費対象費が一部の児童いきいき放課後事業にあたっていると、その一部というのはどういうところか。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

のちほど、放課後子ども総合プランの中で説明する予定でしたが、いきいきにつきましては、297箇所全小学校区で実施をしているところです。基本的に一つの部屋をお貸しいただきまして、学校から使わせていただきまして、いきいきを展開しているのですが、一部34校に限られるんですが、2つの部屋を確保できている学校がございます。1つの部屋につきましては、文部科学省の放課後子供教室の補助金を当てた部屋、それからもう1つにつきましては、厚労省の放課後児童健全育成事業の補助金を当てた部屋として、2つが確保できているところは、2つの部屋のうち1つにつきましては厚労省の補助金があたっていると。297のうち34箇所のいきいきの中で厚労省の補助金をあてている、そこが下の表で一部入っておりますということです。

【岡田部会長】

これは、すると全て二部屋確保できたら全部該当してくるんですね。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

そうです。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

国の文科省と厚労省の事業の並列というのがありますけど、うちもそれをどんぶり申請したりということができないことで、明確に説明できる2教室で物理的にそういう説明できるところについて取りにいったということでございます。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

のちほどの放課後子ども総合プランで説明させていただきます。

【岡田部会長】

さきほど教えてもらった40、41ページで放課後の事業が左側ふたつ右側3つに該当すると、それぞれについては、これはいきいきのほう、これは留守家庭のほうって動くわけではないですよ。それはもういっしょにいくと、こういう目的でやってくださいねと両方にかかってくるわけですね。そういう方針で進んでいくということですね。

この件につきまして、パブリックコメントの対応もいっしょにご説明いただきましたけれども、よろしいでしょうか。はい、またそしたらあとで関連事項の説明があるということですので、先にすすみたいと思います。ありがとうございます。

それでは4番目になります、子ども・子育て支援新制度の開始による放課後児童健全育成事業の変更点等についてですねご説明をお願いします。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

ご説明いたします。これが放課後事業における子ども・子育て支援新制度にかかる部分ということでございます。前回5月23日の部会におきまして、放課後児童クラブの基準条例化につきまして、ご意見をいただきました。ご意見を岡田部会長に6月6日のこども・子育て支援会議親会議のほうで、ご報告、審議いただきました。

基本的には、ご了承いただいたんですけども、児童1人あたりの面積基準につきまして、部会では国基準で合わせたほうがいいのかということで、1.65㎡以上といたしましたけども、親会議では少しといえど基準を落とさないほうがいいのかということで、1.75㎡のほうがいいのかということで、そのようにされたところでございます。

それと平行いたしまして、6月2日から7月1日までの1箇月間、パブリックコメントを実施いたしました。その報告を資料7に掲載しております。全体像でございますが、集計結果でございます。受付件数につきましては、1,955件ありまして、1枚めくっていただきまして、意見総数については、2,098件ございました。

意見の多かった項目としましては、職員数及び資格の640件、施設・設備の569件で、項目外の279件となっております。

資料8に具体的な意見でございますが、施設・設備の意見としましては、保育スペースは利用時間のみ専有できるものではなく、生活の拠点として継続して使用できるものにしてほしいであるとか児童1人あたりの面積が1.65㎡ではなく、補助基準の現行の1.75㎡にしてほしいであるとか、それ以上にしてほしいというのが多くございました。

ページ1枚めくっていただきまして、裏、職員数及び資格への意見につきましては、職員の配置を増やすなら補助金を増やしてほしいであるとか放課後児童支援員の資格要件がゆるく、大阪市独自の資格制度を設けてほしいというものが多くありました。

その他になるんですけども、項目外になりますが、意見としまして、学童保育と児童いきいき放課後事業の一体化を進めないくださいとか補助金を増やしてくださいとかという意見がほとんどでございます。本市の考え方については、右側に書いてあるとおりなんですけども、項目外の意見につきましては、基準条例の骨子案に関係がないということで、これについて、特別に回答はしておりません。

これらの結果を受けまして、面積基準につきましては、支援会議の意見であるとかパブリックコメントで1.65㎡にすべきというのがなかったことから、1.75㎡以上といたしまして9月議会に条例案として上程し可決をいただきました。それが資料9になります。大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例としまして、7条ありまして、第3条この基準につきましては、次条、第4条及び第5条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第63号に定めるところによるってということで、第4条の1人おおむね1.75平方メートル以上及び第5条の1年につき291日以上以外につきましては、次のページめくっていただいたところ、縦書きの細かい字になりますけども、厚生労働省令第63号と同じ基準を適用します。

さらに2枚めくっていただいたところに、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、本市条例と厚労省令とのポイント比較ということで、第9条の参酌基準のところ児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上が国基準でございますが、本市条例については、1.75平方メートル、下のほう第18条につきまして、250日以上が国でございますが、本市につきましては、291日以上というところが違うほかは国基準

どおりとしております。

条例の施行時期については、新制度の移行にあわせることとなりまして、国がこども子育て支援関連法の施行を27年4月1日としたところから本条例につきましても、4月1日が施行となりました。以降、本市で第2種社会福祉事業として放課後児童健全育成事業を実施する場合、本基準を遵守いただくことになりました。また、併せて改正の児童福祉法にもとづきまして、事業の開始が変更・休止・廃止の場合、市長への届出が必要になりました。

続きまして、各事業者の補助金交付基準ですけれども、資料10をご覧ください。細かい数字になりますが、一番左側に26年度の大阪市補助基準額を書いております。10人から19人でしたら、2,123,000円、一番右端に27年度の国基準額としまして、250日以上というのが国基準でございますが、大阪市基準の291日の場合にあってはめた数字を右の欄に書いております。国は36人から45人の人数帯以外はこれまで人数帯の補助基準額でしたが、1人ごとに基準額を定めてきております。本市としても、条例が国基準にある省令に準拠しているということから国基準に合わせることにしまして、その間中央のところに記載をしたものをお示ししているところでございます。

例えば20人で言いますと26年度の2,382,000円から3,905,000円と1,523,000円の増額となっております。その他の加算等につきましても、基本的に国基準に合わせることにいたしまして、昨年度よりも増額となっております。その場合、先ほどの基準条例を遵守していただくということが前提となっております。

継続事業者の方々につきましては、3月20日に説明会を実施させていただきました。その際の説明資料にありますけれども、考え方等を簡潔にまとめたものがございますので、その資料をもとに簡単にご説明させていただきたいと考えております。

資料11になります。1枚めくっていただきまして2ページ、平成27年4月以降の考え方ということで基準条例施行により影響する主な項目・内容ですが、支援の対象につきましては、おおむね10歳未満の児童でしたが、今後につきましては小学校に就学している児童となります。これにつきましては、これまでも実質的に小学生を受け入れておりましたので、内容的には変わらない項目でございます。

児童の利用人数につきましては、利用登録している留守家庭児童10人以上であることから支援の単位ごとに10人以上であることになりました。支援の単位ごとにつきましては、後ほどご説明いたします。

集団の規模につきましては、これまで事業所単位であったものが、児童の平均利用人数が、45人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営するか、1つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応ということで、複数の児童の集団が支援の単位ごとという理解でございます。その支援の単位はこどもが遊ぶ集団の単位が45人までにしてくださいということです。

職員数につきましては、これまでの1人以上から支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上をおきます。うち1人以上は有資格者でもう1人は補助員でも代替可ということになっております。

それから一番下7番の運営規定につきましては、これまで任意事項でしたが、今後は重要事項を含み、運営規定を設けなければならないとなっております。

次の3ページ、児童の利用人数についてでございますが、これまで登録人数を基本にしておりましたけれども、今後は毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童と双方が考えられることから、毎日利用する児童に一時的利用する児童の平均利用人数を加えた数を指すということで、下の利用希望日からの算出イメージとしまして、Aさんは毎日来ます、Bさんは週5日来ます、Cさんは週4日来ますとなりますとAさんは6日のうち6日で1人、Bさんは6日の5日で6分の5、それからCさんは6日のうち4日で6分の4、そういう計算になります。

ということで左側の一番下、月曜日から土曜日の6日間をベースにして、利用人数を算出ということで30人の申し込みのうち10人が毎日利用、10人が週5日利用、10人が週4日利用の場合、10人は10分の10で10人ですけれども、週5日の場合は10人かける6分の5、週4日の場合は10人かける6分の4ということで合計数が25人という考え方になります。

これまでは30人の登録でしたが、今後は25人という考え方になりますので、これまでからいうと若干登録人数が減ると、計算として減るということになります。本市でいいますと、多くが土曜日の利用が少ないと考えられますので、ほとんどが6分の5の利用になるのかなと考えております。そのために事業者の方々には最初の登録時に正確に、利用人数を計算されるということが必要でございます。今回は人数帯ではなくて1人ごとに補助金の単位が変わりますので、そこが不正確ですと場合によって補助金を返してもらわなければならないであるとかそういったことになりかねません。後で返還となって、運営に支障を来すということになって困りますので、こちらとしても常に事業者の方を連絡をとりあいながら計算方法についても適切な方法でお願いしたいと思っております。一方、厳しい財政状況の中で市税を投入していることから常に正確に申請されているかどうか見ていくことが必要になってきますので、そのようなかたちにしてまいりたいと思っております。

次に4ページの職員数なんですが、1つの支援の単位ごとに職員2人以上の配置が必要となります。これは全国の基準と言うことで変えがたいところでございます。点線の四角の2ですが、支援の単位ごとに2人以上、ただし、その1人を除き、補助員も可能となっております、それから4番、1つの支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下ということで40人を1つの子どもの支援の単位と考えますということで、例としておおさか学童クラブ、専用面積が100平方メートルあるところがございますと登録児童数が60人で先ほどの計算方法で対象児童数は若干減って53人になりますので、おおむね40人以上が2つの支援の単位に分けなければならないということから支援の単位は二つ、配置職員数につきましては、各支援の単位ごとに二人以上となりますので、4人以上はいるということになります。

一方、面積の中で定員がありますので、例えば51平方メートルでありますと1.75平方メートルで割って29人が定員の数字という考え方でございます。今回、補助金につきましては、支援の単位ごとに支出ということになりますので、27人のランクと26人のランク、この二つの運営の補助金を出させていただくことになります。

5、6ページの職員の資格要件についてにまいります。これは、放課後児童支援員となるために、資格を得るための条件となります。各号いずれかに該当する者であって、かつ都道府県の研修を修了することとなっております。これは全国で共通のものでございまして枠囲みの中の下線、この中に保育士とか社会福祉士とかありますが、学校教育法の高等学校を卒業して2年以上児童福祉事業に従事したものであるとか、一番下、高等学校を卒業者等であり、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者が多いのではないかと考えてまして、3と類似する事業につきましては、次のページに紹介しています。

第3号にある児童福祉事業については、これらの事業ということで、児童自立生活援助事業であるとか子育て短期支援事業であるとか乳児家庭全戸訪問事業等とありましてこういう事業に2年以上従事したものの、もしくは第9号にある放課後児童健全育成事業に類似する事業ということで、児童と継続的に関わる事業に従事し、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験があることでおおむね2年、2000時間と国は言っております。例えばどんな事業ということで四角囲み点線の中で文部科学省所管の放課後子供教室、大阪市でいういきいきで2年、2000時間以上従事したものが該当しますということで、(2)で単なる見守りの経験や、学習支援を目的とする塾等での経験については対象となりませんというようなことが書かれております。

これらの要件にあたりかつ都道府県が行う研修を修了することとなっております、その研修につきまして簡単にご説明します。資料の12になります。これは国が示した放課後児童支援員に係る都道府県認定研修ガイドライン(案)の概要でございます。

放課後児童支援員として資格を得るために都道府県が実施する研修で定めたもので現在、大阪府がこの内容に沿った実施を進めているところでございます。1枚目の研修内容等で実施主体は都道府県、定員がおおむね100名程度で、その下、研修項目・科目及び時間数等で時間数は、講義及び演習を合わせて約24時間、研修期間は2、3箇月となっております。3ページ実施手続きということで、受講の申込み及び受講資格の確認では、都道府県は、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認を、市町村と連携・協力して円滑に実施とい

うことになっておりますので、まだ大阪府から正確な手続き等は何もないんですけども、恐らく大阪市でいったん集約をして、あげていくのかなと想定しております。

4 ページ具体的なイメージということで、認定の仕組みにつきまして書かれております。都道府県が受講資格等を確認しながら認定研修を実施し、認定研修終了後認定、修了証を交付して大阪府が認定者名簿を作成し、永年保存で管理するというので、これは全国共通の資格で、例えば隣の都道府県に移ったときもそれが生きるという格好になります。

5 ページの実施方法ということで、パターン 1 例ということですけども 1 日 90 分の講義等を 4 科目午前・午後で計 4 日間実施した場合これくらいのボリュームでしょうということで結構なボリュームがございます。大阪府はこの 3 月の下旬に、この研修を実施する事業者を公募しておりまして、現在のその公募選定の最中ということでございます。まもなくのその実施事業者が決まると思われませんが、その後、大阪市、各市町村に連絡がきてその実施にもとづきまして、大阪市としても各事業者さんに連絡をし、いっぺんには無理だと思いますので、順次受講いただくということになるかと思っております。あと具体的にどういう科目の内容であるとか、その科目ごとのねらいとかを別紙につけておりますので、ご一読いただければと思います。

続きまして、先ほどの資料 1 1 に戻っていただきまして、7 ページ運営規定についてでございます。これまで任意であったものなのですが、今後は事業所ごとに次の重要事項を含む運営規定を定めていただかなければなりません。事業者の方々につきましては、その運営規定のとおり放課後児童クラブを運営していただくこととなります。事業の目的及び運営方針であげた職員、開所している時間、利用定員、緊急時の対処方法等を決めて公表いただくこととなります。またそれを含めて、事業者の方々には各市町村へ届け出いただくこととなります。届け出につきましては、これまで出していた事業の方々にも改めて出していただくこととなりまして、現在、みなさまにお知らせし、必要な書類を整理していただいているところでございます。以上が変更点になります。

続きまして併せてなんですが、放課後児童クラブ運営指針の案についてご説明します。資料の 1 3 になります。これは厚生労働省がこれまで放課後児童クラブガイドラインというのがございましたが、これを見直しまして、運営及び設備に関する具体的な内容を定めるものでございます。

この間、放課後児童クラブの質の確保に向けて省令で基準などを定めてきましたけれども、省令に加えまして、この運営指針に沿って実施していただくことで、全国的な標準仕様として、明確化しようというのがこの運営指針の目的でございます。3 月 2 日から 3 月 16 日までパブリックコメントを実施されておりますので、その結果については、公表されておませんが、その結果及び正案となりましたらみなさまに資料を提供させていただきたいと思っております。

内容につきましては、簡単なものを後ろのほうにつけておりまして、横長のパワーポイントの資料になります。放課後児童クラブ運営指針(案)策定の経緯及びポイントということで 1 枚目の左下、策定及び見直しの 3 つの視点の 全国的な標準仕様としての性格を明確化したい、 の下線、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容整理というところが、重要かと思われまして。

1 ページめくっていただきまして、運営指針(案)4 つのポイント現行ガイドラインとの相違点ということで、基本的な考え方等を第 1 章の総則に新たに記載いたしました。 配慮すべき事項等、特に子どもの発達過程を踏まえたというところで配慮すべき事項等を第 2 章に新たに記載しました。 育成支援の具体的な内容を子どもの立場になった観点から網羅的に記載し、特に障がいのある子どもや配慮を必要とする子どもの対応については、受け入れに当たっては考え方や留意点につきまして、第 3 章に記載しました。 運営主体が留意すべき点として、第 7 章に新たに記載をしたものということで、そのあとに具体的なことを書いております。

4 月 1 日からこれらの基準条例、それから改正の児童福祉法、それからその基準条例に従って運営していただくための補助基準の改正、それから大阪府が行ってきた放課後児童支援員の資格研修への受講、推奨であるとか、この運営指針に沿った放課後児童クラブの運営というものが求められるということになります。かなり大きな制

度の変革ということでございますが、この1年間どんどん遅れながら国が出してきたものをご説明させていただきました。以上でございます。

【岡田部会長】

ありがとうございます。何かご質問ございませんでしょうか。

【中澤委員】

予算書の資料10のところなんですが、下の項目、障がい児加算年額のところがちょっといまいち比較ができないので、1支援単位あたりでなんか、と大阪市の金額について、どっちがどうなのか。

【松原子ども青少年局企画部放課後事業担当課長】

ご説明します。これまで国は、1支援単位あたりにお金は1人であろうが10人であろうが、同じ額やったんですけども、大阪市につきましては、一番左にあります1人当たり、4日以上の利用の場合は382,000円ということで、2人いらっしゃればかける2、3人ではかける3ということで実績に応じた配分をし、補助金の交付をしておりました。

今回、国がですね。1支援の単位あたり1,712,000円で1支援あたり5人以上になりますと、3,424,000円、かける2倍ということで1,712,000円は4人までの金額となっております。大阪市におきましては、これまでのとおり実績に応じた交付ということをお考えまして428,000円というのは単純にこの1支援あたりの1,712,000円を4で割ったものでございます。4で割ったものですので、4人になったら、この国の1,712,000円と同額。

【中澤委員】

4でそれになります。

【松原子ども青少年局企画部放課後事業担当課長】

はい。5人以上になりましても、この428,000円を単純にかけていくというかたちになります。5人やったら428,000円かける5というかたちになります。で、もう1つ週3日以上の利用ありますけども、大阪市の留守家庭児童対策事業の補助金交付基準は基本的に健常児の子どもにつきましては、週4日以上の利用が原則ですが、障がい児につきましては、いろんな機能訓練であるとか他の事業にも参加されるということもありまして、週3日以上の利用も可能としております。一日ゆるくしているのが現状でございます。そのために428,000円の4分の3の321,000円を補助基準として計上しているところでございます。国とほぼ同等というところを設定させていただきました。

【中澤委員】

わかったか、わからないような、いっしょなんですね。

【松原子ども青少年局企画部放課後事業担当課長】

いっしょです。大阪市は人数に応じて加算をしているということです。

【小谷部会長代理】

その4人満たせばいっしょで、5人やったら少なくなるんですか。例えば1施設あたり2人障がい児がいた場合、国の基準はこの、712,000円なんですね。大阪市の場合は80数万円。ということで満杯の4人おれば、同じだけど、1人から3人まで少なくなるということですね。5人以上の場合も8人満たせばこの金額とうことで

間違いないですか。いっしょといえばいっしょに見えるけど、少ない場合は違うということ。

【中澤委員】

得損で言うたらおかしいですけど少ないほうが損のような。

【倉光委員】

国基準から言えば損。

【中澤委員】

損得で言うたらおかしいですけど、そうなんですよね。

【小谷部会長代理】

フルに満たせばという条件付きなんです。

【中澤委員】

微妙なところですね。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

本市の考え方としまして、できるだけ実績に応じた支給ということが本心でありますので、このようなかたちとしてさせていただきます。

【中澤委員】

放課後事業の中でも、学校でもそうなんですけど、今、障がいのある子と支援を要する子どもへの対応が非常に難しく、また重要に大切にしていかなあかと注目されると思うので、質問させてもらったのですが、結構多いんですね。

逆に今、現状としては、障がいのある子と支援を要する子ども、表現が不適切かもしれませんが、グレーゾーンの子と言うふうな言い方をさせてもらう、ひょっとしたらと思う子なんかの対応が非常に学校でもそうなんですけど、放課後でも大切だと思いますので、むしろそういった児童が多くなってくると思うので、そのへんこれで逆にいいのかなと思ったりするんです。ここにも書いてあったけども、デイサービスとの連携をきちっとしなさいと文言がありますけども、文言どおりにせなあかんのやろなと思うので、これからの課題に。私の学校もそうです。隣接校もそうですけどいきいきに行きながらデイサービスとも行きがらという子どもがどんどん増えていきますね。大切にせなあかんと思います。

【福永委員】

障がい児の定義は、発達障害とか特別支援学級とかどうなんですか。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

障がい手帳をもっていれば大丈夫。

【福永委員】

発達障害でしたらいっぱいおったりするわけですよね、わかってもなかなか、子どもを放っておくとか思わんね、その子らも同じところで見てもらおうほうがいいのだけれど、そこらがどうなるのかなと、なにかして

いかないとあかんのかなと。

【松原子ども青少年局企画部放課後事業担当課長】

いきいきにつきましては、それぞれの子どもをみて対応するようにしています。それからこの留守家庭児童対策事業につきましては、民設民営の事業者への補助でございますので、市税を投入するという観点からいうと何らかのかたちでの証明が必要になってまいります。それは客観的にそうとわかればいいということになりますけども、例えば医師の証明とかですね。

【岡田部会長】

他に何かございませんでしょうか。

【岡田部会長】

支援員の資格要件は、全員今、勤務している人がいてたら、講座をうけなければならないということになりますね。

【松原子ども青少年局企画部放課後事業担当課長】

1名以上です。実際の運営する段になりますと週6日ですので、週6日朝から晩までというわけにはなかなかいかないということから、1人ということは休暇もとれないという状況になりますので2人以上は必要なのかなと考えております。

【中山委員】

ということは新たな国の基準に応じて資格をとらなければいけないということですか。

【松原子ども青少年局企画部放課後事業担当課長】

5年間は経過措置がございますので、5年間のうちにとっていただくということになります。最初の5年間ににつきましては、その研修を受けたいという人を置いてほしいということです。例えば教員免許持っていると、保育士の資格をもっている方がいらっしゃれば、有資格者とみなしますということになります。5年を過ぎたら必ず受講していただいて、有資格者の方にその配置をお願いしております。この大阪府が年間7回くらいの研修の期間を取ろうとしておりますので、受けていただくということになります。

【岡田部会長】

これまで、こういう事業に全く関わっていなかったけれども、今、仕事もしてなくて、振り返ってみたら教育学部出ていたと、講座1つ受講して放課後児童指導員資格をとっておこうかというような人たちは出てくるでしょうかね。

【松原子ども青少年局企画部放課後事業担当課長】

保育士もですね、すごく不足していることから、保育士の資格を持っている方、事業を遠ざかっている人にとってもできるだけ受けていただくというような動きも、今しておりますので、あわせて受講していただければ助かります。

【福永委員】

どういふふうに広報するかですかね。たぶん知っている人だったらやろうかと思うけど、そこまでちゃんと知

らなかったらなかなか。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

その研修を受けるための資格要件の確認作業がありますので、誰でもすぐ受けられるということではないですね。なので、例えば保育士、社会福祉師や教育学部等の学士を持っていないければ、留守家庭児童対策事業、放課後児童健全育成事業に類似する事業に、2年間2,000時間以上つかないといけませんので、それをつけて資格を得てから受講となります。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

5ページの9番、5年間の間に2年間従事したということで研修を受けていただくという方がかなりでてくるのかなというふうに。

【倉光委員】

受講費用というのはでてまいしたか。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

実費負担はいただくことになるようです。

【岡田部会長】

研修をうけると資格は何年か有効なんですか。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

そこまでは聞いてないですが、恐らく永年だと思います。

【岡田部会長】

教員免許をとって卒業した人でも教員やらなかった人は10年で教員免許がきれてしまいますね。で教員免許をとって、教員にはなっていないけど、これ取っておこうと思って取った場合、教員免許がきれた時点で、これもきれるんですか。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

そこまではわかりません。

【岡田部会長】

これがもし魅力のある、例えばこういうかたちで働く仕事がある程度の謝金もでたりするものであって、ここを目指す人が増えてくると、人材は充実していくし、それを希望する人が増えればいいかと思うですけどね。

【中山委員】

資格試験は難しい、受講生はおるかなと。今さら勉強してまでという、あと5年先まで働けないと。けっこうハードル高いと思います。

【福永委員】

専門の資格を持った人が今さら、同じ試験というのね、どうかなと思う

【小谷部会長代理】

試験というか講習ですね。

【福永委員】

講習ですね。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

恐らくレポートの提出とかいっぱいあると思います。

【岡田部会長】

長年、現場でやってきた人からしたら今さらという感じもありますかね。

【岡田部会長】

他にございますでしょうか。それではまた何かありましたら。続いて議題の5ですね、今後の放課後施策のあり方についてよろしくをお願いします。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

それでは、今後の放課後施策について、ご説明します。資料14及び15をご覧くださいと思います。今後の検討事項として、国の放課後子ども総合プランにつきまして、ご説明いたします。

いわゆる「小1の壁」の打破に向けまして、安倍首相が提唱しまして、26年6月24日に閣議決定されました日本再興戦略改訂2014にもとづきまして厚生労働省と文部科学省が共同して作成したものでございます。これまでの放課後子どもプランに代わるものとして放課後子ども総合プランを作成したところでございます。全国におきまして一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を進め、31年度末までに放課後児童クラブにつきまして、約30万人分を新たに整備、うち一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室について1万か所以上つくるとしております。

まず一体型の定義でございますが、資料14の7ページ(2)、一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室の実施でございます。のところでございますが、一体型とは同一の小中学校内で両事業を実施し、留守家庭児童も含めた全ての児童が放課後子供教室のプログラムに参加できるものをいって、放課後子供教室というのは、文部科学省の所管でございます大阪府でいいますといきいきを指します。

具体的なイメージとしましては、資料変わりますけども資料15の19ページ。一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のイメージということで、これは横浜市などで実施している一体型のイメージなんですが、先ほど申しましたとおり放課後児童クラブが厚労省の所管の放課後児童健全育成事業、放課後子供教室が文部科学省の所管で大阪府でいういきいきを指しますが、一体型のイメージで放課後子供教室と放課後児童クラブを同時に実施し、両事業参加者が合同で活動して、放課後子供教室については、17時まで、それ以降は放課後児童クラブとなるものです。ちなみに横浜市は17時まででは無料としまして、17時からくる子は月5000円、ただし生活保護世帯等の減額がある。名古屋市では、放課後子供教室を17時までとしまして月1500円。以降、放課後児童クラブを19時まで6500円というかたちで差をつけて徴収しているというかたちになります。

本市ではいきいきを小中学校内で実施しておりますけども、同じ小中学校内で放課後児童クラブも併設実施してその児童がいきいきに参加できる状況をさすというふうに考えられます。先ほども申しあげましたが、本市では市内34校でいきいきの部屋を2教室確保できるところにつきましては、1教室を放課後児童クラブとして実施しているというところでございます。

本市では共に終了時間は18時としまして、2つの事業に差はつけておりませんが、一部、時間延長を実施しているいきいきもごさいますが、これはその34校に限ったものではございません。いきいきにつきましては、登録児童の約65パーセントが留守家庭児童となっておりますので、放課後児童クラブを併設していなくても実質的に一体化した事業であると考えております。国の考える一体型とするには、その学校施設の状況や、確認、調整すべき事項というのがまだあることから、たちまち全校区にはなり難いかなと考えているところでございます。

今後の方針としましてですね、放課後事業のあり方として委員の皆様には一体型を国が提唱していることからこういうことも考えていただきながら、本市の状況も踏まえてご議論いただければと思っております。以上でございます。

【岡田部会長】

国のほうからいろいろと新しいかたちで学童期の子どもの居場所、体験の場所を充実していこうという施策がでてきているんですが、大阪市の場合、いきいきが全校区、かなり広範にあってそのうえに留守家庭児童があるという、予算の出所も違うので、できればそれをうまく組み合わせながらそれらのお金を使って、いい事業を進められたらということなんでしょうけど、何かこのあたりでお気づきの点とか課題とかありましたらご発言いただけたらと思いますが、どうでしょうか。

【小谷部会長代理】

1つ気になるのが、学童期の子どもたちのいろんな経験の幅が、学校の中だけで完結するというこの問題が。特にいろんな学校の中だけで体験できる乏しさがありますね。もっともっと野外的な活動をするとか、そういったことが全くできなくなるという懸念があるなと思っております。だから逆にいったら、その時間までとにかく安全に過ごしたらいいのではないかという考え方ではなくて、もっといろんな縦のつながりとか含めて、地域を含めたいろんな経験をやっていくべきであって、国の政策だからといって、閉じ込め型のこのやり方っていうのが、子ども達の成長にとってに本当にいいのかどうかという観点もいるのかなと思います。

【福永委員】

気になっているのが、指導者が地域の人であつたらいいんですけど、いろんな人がきたときに普段いないわけですから地域の中に、その関係が一体型ではないけど、地域の人を入れたかたちの、なんかせんかつたらこの子はどこの子とかわからないのでね。名札みて、あーおっちゃん、おばちゃん、というような関係をつくらないと。

【小谷部会長代理】

様々な学童期から小学生期から中学、高校まで見据えて、そこの地域の関係もつくりたいと、そこは費用の問題だけではないように思いますけど。

【福永委員】

元は子ども会さんが頑張っていたが、子ども会に入ること減ってきた。それはたぶん親がそういう役をやりたくないとか、子ども会が減ってきた。子ども会に入るときに歓迎会があって、地域とうまいこと関係をもちながら何かできるようにしとかなないとあかんのかと思う。

【小谷部会長代理】

見え方として、すごい閉鎖的にならんかなと、子どもの体験が。

【倉光委員】

あり方の議論でこれもずっと言っていますけども、放課後の子どもが地域で育まれるという、そんなの全く皆無というか、学校終わったらかばん放り投げてあっちで遊び、またここへ行っても遊ぶといういろんな居場所をセットしていくのも我々大人の役目で、それをこの中に閉じ込めないかとか、あるいは、おやつにしてもそうやと思うんですけど、家帰ったら、まず弁当をまずあけてというのが、これがまあできないというふうな昔からそうですけどそういう環境づくりというのがこれからは配慮をしていったらんと子どもらしさが損なわれていくと違うかなという気はします。

【福永委員】

遊んでいい場所とか、ここ行ったらあかんよとか、そのへんはちゃんと注意してもらってましたんで、その関係がなく安全に子どもを家まで帰すには、学校の中におってもらったほうが一番安全で、こどもの成長を考えるとやっぱりどうかなと思う。

【小谷部会長代理】

確かにプランみたら、きれいに見えるんですけどね。いろんな中で生きていく、そこで成長していく、教科でない部分をみてやらないといけないし、やはり社会状況の中で、いろんな連れ去り事件とかそういった不安からいう要素もあると思うんですけど、だからこそ逆に地域といっしょになってやらないといけないふうには思うんですけど。

【福永委員】

朝みて、あの子こんかったとか、みながら地域でやっとするわけで、地域で一つでやるほうが地域で子どもを育てるいうてるから。

【小谷部会長代理】

それともう1点の懸念は、学校を大好きな人はいいんですよ。学校に長い時間おるんは。ちょっと学校が苦手やんとか、そういった子どもさんたちは、なんか居場所がそこだったら、ずっと長時間に渡って、全て学校大好きな人だったらないかもわかんないですけど、そういった子ども達に配慮がいるのかなと。

【中澤委員】

学校のキャパが広い学校はいけますけど、狭いとかぎゅうぎゅうのところが増えてきていますので、この活動厳しいなと思うのと、大阪市の施策ですずっと続いている放課後ステップアップありますよね、完全に希望者募って学習支援で、ここに学習支援と絶対重なってくるので、上手にすみ分けるとか整理しとかないかんやろなと思います。結局同じことやるということですね。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

細かいところは違うんですけど、学習支援、決してステップアップも教えているということではないです。

【中澤委員】

スタッフも教諭ではないので。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

順次、多くの子どもたちの宿題とか読書とかいろんなことをしていることになりますね。

【中澤委員】

ほぼいっしょだと思います。

【松原子ども青少年局企画部放課後事業担当課長】

大阪市の状況をみますと学校のほかに、なかなか遊ぶところがなくなってきており、交通事情等も車も多く通り、なかなか自由に遊べるところがないというところからいきいきが始まってきたという経過をみますと、できるだけ保護者としてはできるだけ安心な場所で遊ばせておきたいというのが一番だというふうに考えています。

大都市と大都市以外ではだいぶ状況は違いますので、大都市でいきいきみたいなことをやっているところが少ないということから、国は学校をうまく利用できないかと考えたということが一番大きな理由だと思うんですけども、大阪市でも横浜市でもやっているということですので、横浜はこれもやりながら、一体型もやりながら、民間事業者への補助も平行で継続しておりますから横浜の事情と大阪の事情は全然違うとは思いますが、そういったことから大阪市として一体型というのはどういうやり方があるのかなというところを今、考えているところです。

【田丸子ども青少年局青少年担当部長】

最近、大阪市の仕組みもだんだん変わってきてまして、先ほども説明ありましたように、いきいきの予算の財布は、一応、各区長の予算という位置づけになっていまして、それを我々が区長の指示のもとに一括して公募したりってことなんですけれども、やっぱり区長なんかでもいろんな、そういう学校との連携の問題とか、意識持っておられる区長なんかは、この区長が独自に予算をつけて、このいきいきの事業とタイアップというか、そういうような動きというのがこの間出てきております。

先ほど先生からもありましたけど学校、学力の問題だけではないんですけども、いろんなメニューを組み合わせでできへんかとかというようなことは、各区レベルでもいろいろ今、いろんな事業をやってみよかとか考え方とか出てきているのが一方、それから今回いきいき公募させていただいた中でいわゆる地域活動協議会とか区社協とかそういう地域系の団体が8つできてきたというようなことで、もちろん今の市長の考え方は別に公社が悪いとか、公社がだめとかじゃなくて、公社ありきということで特名随契をやるということがいかなものかということで競争性をというようなことなんですけど、我々としても、ああいう地域系、株式は株式でいろいろ努力されておられる点もあって評価している。

一方、地域でいいますと先ほど委員のほうからもありましたように、顔の見える関係といえますかそのような部分もあって、地域活動協議会もまだできて間がないということで地活協ごとにもいろいろ状況が違うんですけども、だんだんそういうことで積極的に地域の子どもは自分らで見るといいんじゃないかというような方向というのは我々としても一つ望ましい方向になってきているのかなと思います。

なかなかそれもやっぱり過渡期でして、いろんな地域の濃淡とか考え方とか担い手の関係とかでなかなかどっど手があがるという状況にはなっていないんですけども、だんだんそういうかたちでは変わってきているのかなというのは実際、今年度こういうかたちで公募とかやらしていただいて、実感としては感じています。

【福永委員】

地活協で入っている、昔からやっているような人で、ある程度基礎ができて、過去からやっているような人が、これからたぶんこれから1、2年で増えていくんだろうと思うんですけど、ただ内容をよくわかってないんですかね、これに関する、勉強もしていない、資料として、こういうことだとやればやろうかなというところが結構でてくるかもしれないですね。

【中山委員】

行政のこれだけの仕事をしようと思ったら、どれだけの書類をださないといけないか。それを考えると大変だ。

【福永委員】

地活協で申請書を作成したり、それだけでも大変ですから。歳取ってきたらだれもやりたがらなくなる。やっぱり若い子が入ってこないの。

【倉光委員】

放課後の小学生いうたら一番直近の次世代育成ですからね。今この子らを育ててやらんと、環境を整えてやってやらんと、まっすぐ次の社会を担う人たちですのですね。やっぱり我々大人はもっと力注がなあかんのかなと、財政しんどいでしょうけど、すごいと思います。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

今、3年間、いきいきの公募期間の中で特色をだして次に向けてやる気のある事業者の方は、そこで何か違いを出してアピールされるのかなと思いますので、そこでどうされるのかなというところ、で、今、一定、従来の枠組みでいきいきを公募していますから3年後の公募にあたりましては、何かこういう新たな公募の見出しを考えないとあかんかもしれませんので、こういったことになれるように頑張りたいところです。ここに、先ほどの学習プログラムであるとかおやつであるとかいろんな具体例がありまして、学校にほいほいおやつもってなかないけませんので、どういったやり方があるのかとかは考えています。

【倉光委員】

実際、もともと子どもの家事業がめざしたところですよね。少し変形になったので、結局なくなりましたが、そういうことですね。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

それと、結構やっぱり、今、区長会、24区の区長が集まって、月2回定例的にやって、その中でそれぞれの課題に分かれて、子ども教育の関係については、子ども教育部会というところで議論があって、今回の公募とか含めて結構区長とかも関心持っているんで、そういう募集要項とかも、区長からいっぱいご意見がでて、その中でひとつ言われたのが、今まで実行委員会っていいですか、それがあまりにも形骸化されているんじゃないかと。

実質、地域とか学校とか関わってといいながら、ほんま形だけとみたいなんで果たしていいのかというのを、結構、区長なんかの問題意識が強い部分がありまして、もうちょっとしっかり地域とか保護者とか学校含めて意見聞いて、関与できるようなかたちでというようなことで、今回は、運営委員会という名称も変えて、もうちょっと定例的にやるとかそのへんきっちりやるとか、あまりにも事業者任せに今までなり過ぎてたんちゃうかということで区長なんかもそういう地域の方とか学校の方とか保護者の方に関わるようなかたちでこういう放課後の子どものことを考えていかんとあかんのちゃうかというような、今までとちょっと違う流れと言いますが、そういう感じで区なんかも非常に区長も関心が高い状況にはなっています。

【岡田部会長】

この資格取得のための講座を受けると、そういう子どもにもっとこんな機会をと、地域で運営していかないといけないよということも、内容としてでるんでしょうかね。早く設定してもらわないといかんですよ、せっかくだから。それと、小1の壁っていう、親のほうも働くために預けたらそれで終わりというようなことじゃなくて、そこに親も地域の人ですからね、それにちゃんと関わっていくようなことを進めたほうがいいんじゃない

ですかね。

【小谷部会長代理】

でも結構そういう人多いですよ。

【倉光委員】

これただやからですよ。有料になると、結構みんな関心もって口挟みはりますよね。

【小谷部会長代理】

お金出をしてる意識はありますからね。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

今年度の公社の延長の話もそうですけど、事前の調査ではかなり希望は多いかなというふうに、蓋開けてお金がいりますということになると、それだけではないとは思いますが、実際は蓋開けたらほんとに一握り。

【小谷部会長代理】

あと結局はそれも家庭の背景もあるけど、子ども同士の関係から深まっていくから、いっしょにという感じにならなくなっていくのはあると思いますね。大人が考えた都合だけじゃない、子どもたちはっていうのがあります。僕だけ残されている感があると息をしにくくなるんじゃないですかね。やっぱり中のいい友達が帰っちゃう、自分だけ残ることに対してやっぱりいやだというのもあるかな。

【倉光委員】

それは子どもにとっては大きいものですね。

【小谷部会長代理】

成長するにつれて学年が成長するにしたがって、その傾向は強くなると思います。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

今でも最後、いきいきの時間延長で1人だけというのもありますね。

【福永委員】

いきいきも低学年は結構多いんですけど、高学年になると減ってくる。ほんとはいっしょに遊びたいんだけど、みんな帰ってしまったら、行きにくい。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

結構習い事とかもありますね。

【福永委員】

前、学校と話した時に、こどものクラブ活動のことで、地域でおかれる性格もそれに來る親がおんねんからやったらよろしいやんかと、その中でやったらええんかなと。

【中澤委員】

現実には土曜日もそうですけど、放課後も学校施設開放があり、そこで地域のバレーボールが体育館使うから、いきいきの子は今日は体育館入ってはいけないとか、雨の場合ですね。当然運動場はソフトボールやサッカーやったら、いきいきはそんなんあかんとか、もうみんな大変です。協力しながらも連携しながらも割り当てて動いていますのでね、その中でもう1ついきいきの割り当てられている方、ほんとに一生懸命やってくださっているのです、外から見てみると中に入ったらきっと結構大変やなと、日によって子ども変わりますしね。それぞれ個性豊かな子がきますしね。よくやってくださっているなとありがたいです。学校の教育とも、連携ももっと組めるところは組んでいかなあかんと思います。すみわけは非常に難しいですけどね。線消してしまわなあかんともあるでしょうけど、都会いいながら学校同じところで使っていますからね。こういう事業になったらますますそういう学校教育との連携というか、子どもは同じ子どもですので。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

学校も限られた施設の範囲でやらないとけないし、当然、学校教育が一番ですし、地域の財産ということで地域の方々もいてらっしゃいますので、なにかといろいろと学校にお願いすることがあります。いきいきもあわせてお願いをさせていただいている状況でございます。

【岡田部会長】

ありがとうございます。いきいきのほうは事業者が3年間ということで、今の体制ですすみます。こういう全体の流れの中で、今後ともどうぞよろしくお願いします。それでは、進行を司会にお返しします。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

岡田部会長、誠にありがとうございました。また委員の皆様方には長時間のご検討ありがとうございました。これをもちまして、こども・子育て支援会議放課後事業部会を閉会いたします。誠に本日ありがとうございました。